

搜索救助審査～嘱託警察犬審査・科目別審査実施要領～

1 審査訓練科目

ノーリードでの遠隔の制止、招呼に応じるなど、確実な服従が可能であり、ロングリードの使用、不使用の双方に対応した搜索ができること

2 審査コースの設定

- (1) 審査エリア内にテント等を数個設置し、このうちの1箇所には仮想救助者が隠れた状態で、エリア内を犬に搜索させる。
- (2) 原則、ノーリードでの審査とするが、服従審査の状況に応じて、ロングリードの使用を指示する。
- (3) エリア外から、遠隔で犬に指示し、搜索ポイントに誘導することは認めるが、搜索エリア内に入って指示したり、ロングリードの使用時、リードを引っ張るなどの強制的な誘導は認めない。
- (4) 犬が出発した時点から時間計測し、犬が仮想要救助者を発見して告知し、受審者が係員に発見報告をした時点で計測を終了する。

3 審査進行要領

- (1) 審査の開始及び終了は、すべて係員の指示による。
- (2) 受審者は、係員の誘導によって開始ラインに移動し、受審者の氏名、犬名（通称名で可）、発見時の犬の告知態度を係員に対して申告する。
- (3) 係員の指示で、出発させ、搜索を開始する。
- (4) 搜索の指示をした時点から犬が発見告知して受審者が係員に発見報告をした時点で（計測）終了とし、搜索時間は5分とする。